

福島県ブランド認証制度品目別認証基準（鶏肉）

（目的）

第1条 この基準（以下「認証基準」という。）は、福島県ブランド認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に基づき、福島県ブランド認証制度「鶏肉」の認証に関し必要な基準を定めるものである。

（対象産品）

第2条 福島県ブランドとして認証する鶏肉は、ふくしま産品であって本県固有の「地鶏（「地鶏肉の日本農林規格」に定義されている地鶏肉としての各基準を満たしているもの）」を厳選、認証するものとする。

（認証申請）

第3条 要綱第6条第1項の規定により、福島県ブランドの認証申請を募集する期間は、別に要項で定めるものとする。

2 前項の規定により認証申請を行う事業者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 福島県ブランド認証制度（鶏肉）認証申請書（様式第1号）
- (2) 福島県ブランド認証制度（鶏肉）認証申請調書（様式第2号の1～3）
- (3) 福島県ブランド認証制度（鶏肉）認証申請に係る誓約書（様式第3号）
- (4) 定款（寄付行為、規約）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（申請要件）

第4条 要綱第6条第2項の規定により、福島県ブランドの認証を受けようとする事業者は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 消費者からの意見、問合わせ窓口及び苦情処理体制が整備されていること。
（顧客サービス面での信頼性）
- (2) 過去3年に、当該事業者として社会的に顧客等から信頼を失うような法令違反、または食品安全上の事故がないこと。（法令遵守）
- (3) 地鶏の生産（年間30,000羽以上）及びその商品販売に係る中心的な組織であること。（生産状況）

2 要綱第6条第2項の規定により、福島県ブランドの認証を受けようとする鶏肉は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 県内で生産された統一したもと雛を用いていること。（品質保証）
- (2) 生まれも育ちも県内であり、飼養状況等が明確にわかること。（生産履歴）
- (3) 統一した飼養管理マニュアルをもとに飼養されたものであること。（品質保証）

(第一次審査の方法)

第5条 要綱第7条第1項に規定する第一次審査は、事業所・商品選考審査調書(様式第4号)により実施することとし、総合得点が65点以上の事業所を第一次審査の通過と決定する。

2 事業所・商品選考審査は、①経営(生産)方針・姿勢、②対象商品の生産状況、③申請者(組織・団体等)の経営状況について審査するものとし、必要に応じて面接審査、現地調査を実施するものとする。

3 事業所・商品選考審査に対する配点は、次のとおりとする。

①経営(生産)方針・姿勢は60点、②対象商品の生産状況は15点、③申請者(組織・団体等)の経営状況は25点とする。

(認証審査)

第6条 要綱第7条第2項に規定する認証審査は、前条に規定する第一次審査の結果及び福島県ブランド認証基準(鶏肉)最終選考基準調書(様式第5号)に基づき、認証制度委員会において総合的な審査を行うものとする。

2 前項の規定に基づく認証審査の結果、総合得点が70点以上の商品を要綱第8条第1項に規定する認証製品と決定する。

(費用負担)

第7条 本認証基準に基づく審査に必要な申請及び現物審査に伴う現物を提供いただく場合に要する経費は申請者の負担とする。なお、現物審査に用いた現物は返却しないものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成19年 9月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年 8月31日から施行する。

様式第1号

福島県ブランド認証制度（鶏肉）認証申請書

年 月 日

福島県知事

福島県ブランド認証制度品目別認証基準（鶏肉）第3条第2項に基づき認証を申請
 します。

＜申請商品＞

審査 No _____

銘 柄	
商品の特徴・PR	

＜組織・団体等概要＞

ふりがな					
氏名または名称	印				
ふりがな					
代表者の職・氏名					
住所または所在地	〒				
連絡先	電 話	— —	F A X	— —	
ふりがな			E-mail		
担当者の職・氏名					
組織・団体等の沿革	設 立	年 月 日		代表者の の 経 歴	
	資本金	千円			
人員構成	区 分	男	女	計	主 要 生 産 設 備
	役 員	名	名	名	
	常勤雇用	名	名	名	
	臨時雇用	名	名	名	
	計	名	名	名	
組織・団体等概要					

様式第2号の1

福島県ブランド認証制度（鶏肉）認証申請調書（その1）

【申請要件に関するチェックリスト】

○事業者要件

(顧客サービス面での信頼性) 消費者からの意見、問い合わせ窓口及び苦情処理体制が整備されている	YES ・ NO
(法令遵守) 過去3年に、当該事業者として社会的に顧客等から信頼を失うような法令違反、または食品安全上の事故がない	YES ・ NO
地鶏の生産（年間30,000羽以上）及びその商品販売に係る中心 的な組織である	YES ・ NO

○商品要件

(品質保証) 県内で生産された統一したもと雛を用いている	YES ・ NO
(生産履歴) 生まれも育ちも県内であり、飼養状況等が明確である	YES ・ NO
(品質保証) 統一した飼養管理マニュアルをもとに飼養されている	YES ・ NO

以上のとおり申請内容に相違ありません。

年 月 日

福島県知事

住 所
(組織、団体等の場合は、主たる事業所の所在地)

氏 名 印
(組織、団体等の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

様式第2号の2
 福島県ブランド認証制度（鶏肉）認証申請調書（その2）

(1) 経営（生産）方針・姿勢

区 分	内 容
経営（生産）方針	※経営（生産）方針等を記載してください。
経営姿勢・意欲	※地産地消及び県外へ向けての販路拡大に対する取組みを記載してください。
生産体制	※品質の保持や市場に相当程度流通できる生産量の確保に向けての取組みを記載してください。
苦情処理体制	※お客様・販売先からの苦情等に対しどのように対応しているのか記載してください。
後継者育成	※将来とも持続して経営（生産）可能となる後継者育成に対する取組みを記載してください。
環境対策	※生産販売に当たり、どのように環境と調和した生産体制をとっているか記載してください。
社会貢献	※生産販売を通して、どのように地域振興に寄与しているか記載してください。
その他、特記事項	※その他、特にPRしたいことがあれば記載してください。

(2) 対象商品の生産状況（過去3経営年度）

区 分	3年前	2年前	1年前	本年（見込み）
生産（販売）量				
生産（販売）額				
その他、特記事項				

(3) 申請者（組織・団体等）の経営状況（過去3経営年度）

区 分	3年前	2年前	1年前	本年（見込み）
総販売（売上）高				
経常利益				
自己資本比率				
その他、特記事項				
保有する権利	有・無	【権利の種別（商標権、特許権、意匠権）・登録番号等】 「無」の場合今後の予定		

様式第2号の3

福島県ブランド認証制度（鶏肉）認証申請調書（その3）

選考対象商品 _____

申請事業者名 _____

1 安全・安心で高品質な製品であること

審査項目	具体的説明
a. 消費者が求める安全・安心に対し、常に積極的な対応を続ける製品か	
b. 動物用医薬品及び飼料添加物については、投与・給餌履歴が的確に記録され、いつでも確認できる製品か	
c. 飼料安全法に基づく飼料を使っている製品であるか	
d. 鶏のストレス軽減のため、鶏舎等の飼養環境に配慮した健康な鶏から生産された製品であるか	
e. 生産地から消費地まで一定の品質を維持できる物流体制が構築されている製品か	

2 市場性・認知性が高いこと

審査項目	具体的説明
a. 全国に向けたPR活動を展開し、一定の知名度があるか	
b. ラベルデザイン、ネーミング等の評価が高いか	
c. 県内外に出荷することにより、県民もある程度ブランド性を認知しており、推奨すべき製品と理解しているか	

3 ふくしまらしさ（自然、素材、実直）

審査項目	具体的説明
a. 地域資源（自然・文化・歴史等）を十分に生かし、全国に向かってPRできるストーリー性のある商品か	
b. ふくしまをイメージさせる製品づくりに努力しているか	
c. 県民にも支持され、消費されているか	

4 独自性（技術・技法）

審査項目	具体的説明
a. 全国に誇れる生産出荷技術を有し、常に、創意工夫の上、技術の向上・研鑽に努めているか	
b. 飼養技術が統一された製品であるか	

5 環境への配慮

審査項目	具体的説明
a. 環境に配慮した生産方式により生産された製品か	
b. 生産出荷資材に環境へ配慮した材質のものを使用するなど、環境への配慮に心がけている製品か	
c. 生産出荷に際して使用した資材の廃棄物適正処理など、地域の環境保全に心がけている製品か	

様式第3号

福島県ブランド認証制度（鶏肉）認証申請に係る誓約書

福島県ブランドの認証を受けた際には、福島県ブランド認証制度実施要綱に定める事項を遵守し、福島県ブランドの品位保持に努めるとともに、以下の事項について特に留意することを誓約します。

- 1 原則として、認証製品の流通、販売において、当該認証製品が福島県ブランドとして認定されたものであることを表示すること。
- 2 県内外の消費者及び流通関係者に対して積極的に情報発信を行うことにより、認証品及び福島県ブランドの周知普及に努めること。
- 3 認証製品の出荷量、流通状況及び消費動向については随時把握に努めること。
- 4 認証製品の計画的な生産・製造又は提供及び適正な品質管理並びに関係書類の整理保管に努めること。
- 5 認証製品の生産・製造、流通及び販売等において、当該認定品に係る事故又は苦情等が発生したときは、自らがその責任を負い、当該事故等の解決に向けて誠実に対処すること。

年 月 日

福島県知事

住 所

（組織、団体等の場合は、主たる事業所の所在地）

氏 名

印

（組織、団体等の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

様式第4号

事業所・商品選考審査調書

【評価基準】

(1) 経営（生産）方針・姿勢（配点：60点）

区 分	審査項目	評価（ポイント）
経営（生産）方針	地域の模範たる経営（生産）方針等を有する	5・4・3・2・1
経営姿勢・意欲	地産地消及び県外へ向けての販路拡大に積極的である	10・8・6・4・2
生産体制	品質の保持や市場に相当程度流通できる生産量の確保がなされている	10・8・6・4・2
苦情処理体制	販売先からの苦情等に対し、的確な対応がとれる体制になっている	10・8・6・4・2
後継者育成	将来とも持続して経営（生産）可能な後継者育成がなされている	5・4・3・2・1
環境対策	生産販売に当たり、環境と調和した生産体制がとられている	5・4・3・2・1
社会貢献	生産販売を通して、地域振興に寄与している	10・8・6・4・2
その他、特記事項	その他、特筆すべき事項が優れている	5・4・3・2・1

※採点方法：最良＝10又は5、やや良＝8又は4、普通＝6又は3、やや劣る＝4又は2、劣る＝2又は1

(2) 対象商品の生産状況（過去3経営年度）（配点：15点）

区 分	3年前	2年前	1年前	本年(賦分)	評価（ポイント）
生産（販売）量					5・3・1
生産（販売）額					5・3・1
その他、特記事項					5・3・1

※採点方法：県全体の増減率（県平均）を基準として、増加傾向＝5、横ばい＝3、減少傾向＝1

(3) 申請者（組織・団体等）の経営状況（過去3経営年度）（配点：25点）

区 分	3年前	2年前	1年前	本年(賦分)	評価（ポイント）
総販売（売上）高					5・3・1
経常利益					5・3・1
自己資本比率					10・6・2
その他、特記事項					5・3・1

※採点方法：県全体の増減率（県平均）を基準として、増加傾向＝10又は5、横ばい＝6又は3、減少傾向＝2又は1

区 分	評 価
(1) 経営（生産）方針・姿勢（配点：60点）	
(2) 対象商品の生産状況（配点：15点）	
(3) 申請者の経営状況（配点：25点）	
計	／100

【選考方法】

65点以上 第一次審査通過
 65点未満 第一次審査不通過
 第一次選考結果
 通過 ・ 不通過

様式第5号 福島県ブランド認証制度（鶏肉）最終認証基準調書

選考対象商品 _____
 申請事業者名 _____

1 安全・安心で高品質な製品であること（配点：35点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 消費者が求める安全・安心に対し、常に積極的な対応を続ける製品である	10・8・6・4	
b. 動物用医薬品及び飼料添加物については、投与・給餌履歴が的確に記録され、いつでも確認できる製品である	10・8・6・4	
c. 飼料安全法に基づく、飼料を使っている製品である	5・4・3・2	
d. 鶏のストレス軽減のため、鶏舎等の飼養環境に配慮した健康な鶏から生産された製品である	5・4・3・2	
e. 生産地から消費地まで一定の品質を維持できる物流体制が構築されている製品である	5・4・3・2	

2 市場性・認知性が高いこと（配点：15点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 全国に向けたPR活動を展開し、一定の知名度がある	5・4・3・2	
b. ラベルデザイン、ネーミング等の評価が高い	5・4・3・2	
c. 県内に出荷することにより、県民もある程度ブランド性を認知しており、推奨すべき製品と理解している	5・4・3・2	

3 ふくしまらしさ（自然、素朴、実直）（配点：15点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 地域資源（自然・文化・歴史等）を十分に生かし、全国に向かってPRできるストーリー性がある	5・4・3・2	
b. ふくしまをイメージさせる製品づくりに努力している	5・4・3・2	
c. 県民にも支持され、消費されている	5・4・3・2	

4 独自性（技術・技法）（配点：15点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 全国に誇れる生産出荷技術を有し、常に、創意工夫の上、技術の向上・研鑽に努めている	10・8・6・4	
b. 飼養技術が統一された製品である	5・4・3・2	

5 環境への配慮（配点：20点）

審査項目	委員審査 評価（ポイント）	付帯説明
a. 環境に配慮した生産方式により生産されている	10・8・6・4	
b. 生産出荷資材に環境へ配慮した材質のものを使用するなど、環境への配慮に心がけている	5・4・3・2	
c. 生産出荷に際して使用した資材の廃棄物適正処理など、地域の環境保全に心がけている	5・4・3・2	

※採点方法（全項目共通）：審査項目に合致しているもの=10又は5、
 やや合致しているもの=8又は4、やや不合=6又は3、不合=4又は2

区 分	最終評価
1 安全・安心で高品質な製品であること	
2 市場性・認知性が高いこと	
3 福島らしさ（自然、素朴、実直）	
4 独自性（技術、技法）	
5 環境への配慮	
計	/100

【決定方法】
 70点以上 認証産品
 70点未満 非認証産品

最終選考結果

認証産品・非認証産品

審査過程における委員のコメント